

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(二十七)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)						可
革新的情報産業活用設備の名称						
資 産 区 分	種 類	2				
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	3				
	細 目	4				
	取 得 年 月 日	5	・	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・	・	・	・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8				
	差 引 改 定 取 得 価 額 (7) - (8)	9				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取 得 価 額 の 合 計 額 ((9)の合計)		10	円	調整前法人税額	18	円
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (27の①)		11		(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		
継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (27の②)又は(27の③)		12		当 期 税 額 基 準 額	19	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)		13		$(18) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$		
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)		14		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((17)と(19)のうち少ない金額)	20	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(14) $\geq 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{5}{100}$	15	円	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の㉕」)	21	
	(14) $< 3\%$ の 場 合 $(10) \times \frac{3}{100}$	16		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	22	
	税 額 控 除 限 度 額 (15)又は(16)	17		$(20) - (21)$		
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算						
		継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算		
		当 期		前 事 業 年 度 等		前 一 年 事 業 年 度 等 特 定 期 間
		①		②		③
事 業 年 度 等 又 は 連 結 事 業 年 度 等		23		:	:	
雇 用 者 給 与 等 支 給 額		24	円	円	円	円
同 上 の うち 継 続 雇 用 者 に 係 る 金 額		25				
$\frac{\text{当 期 の 月 数}}{\text{(23の③)の 月 数}}$		26				
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (25)又は((25)×(26))		27	円	円	円	円
設 備 の 概 要						